

原子力災害対策特別措置法の制定

JCO臨界事故の教訓の防災対策への反映

初期動作などにおける国、自治体の連携強化の必要性
原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化の必要性
原子力事業者の防災対策上の責務の明確化の必要性

原子力災害対策特別措置法（新法）の制定：平成11年12月

迅速な初期動作と国、都道府県、市町村の有機的連携の確保

初期動作の迅速化

- ・原子力事業者からの異常事態の通報義務づけ。
- ・所管大臣は初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い、直ちに内閣総理大臣を長とする「原子力災害対策本部」を設置
- ・当該市町村及び都道府県の対策本部も設置。国は避難等必要な措置を自治体に指示。

国、地方公共団体の連携強化

- ・政府は現地に「原子力災害現地対策本部」設置。
- ・国と自治体の現地対策本部の連携を高めるため「原子力災害合同協議会（仮称）」を設置（オフサイトセンターに置く）。
- ・総合防災訓練の実施。

原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化

国の体制強化

- ・国の防災専門官を法的に位置付け。サイトに常駐。中核的役割を担う。
- ・本部長は関係行政機関、関係自治体に対し、応急対策について必要な事項を指示
- ・本部長は防衛庁長官に対し自衛隊の派遣を要請
- ・主務大臣はオフサイトセンターをあらかじめ指定
- ・原子力安全委員会・調査委員の技術的助言の法的位置づけの付与
- ・原子力災害緊急時において各種対応機能の迅速な現場投入体制の確保

原子力防災における事業者の役割の明確化

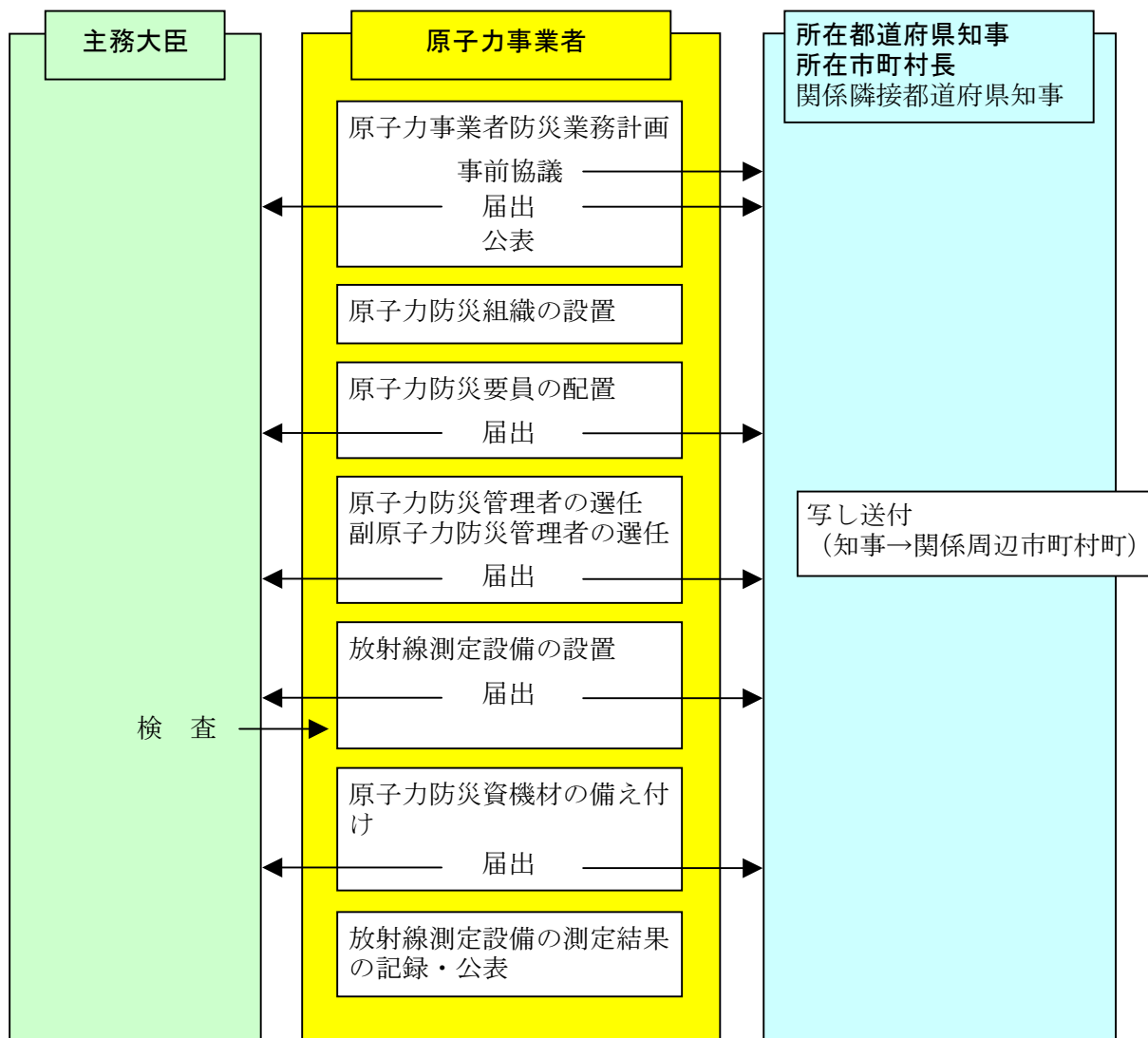
事業者責務の確保

- ・敷地内における放射線測定設備の設置義務の明確化及び記録の公表の義務づけ
- ・通報義務の明確化
- ・事業者防災組織を設置し、災害応急措置を実施
- ・事業者に原子力防災管理者をおく
- ・事業者の「原子力事業者防災業務計画」の策定義務の明確化

【出典：原子力安全・防災対策について（平成11年11月 科学技術庁、通商産業省）】

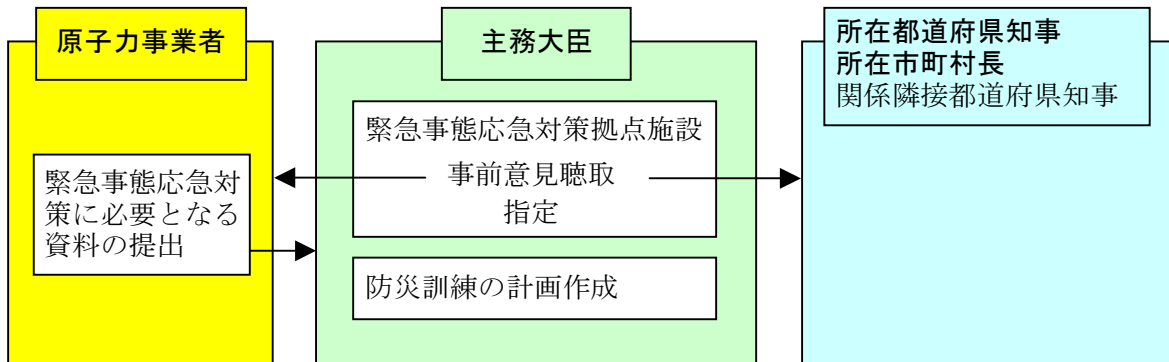
「原子力災害対策特別措置法」
(法律第 156 号、平成 11 年 12 月 17 日公布) の概要

●原子力事業者防災業務計画の策定手順

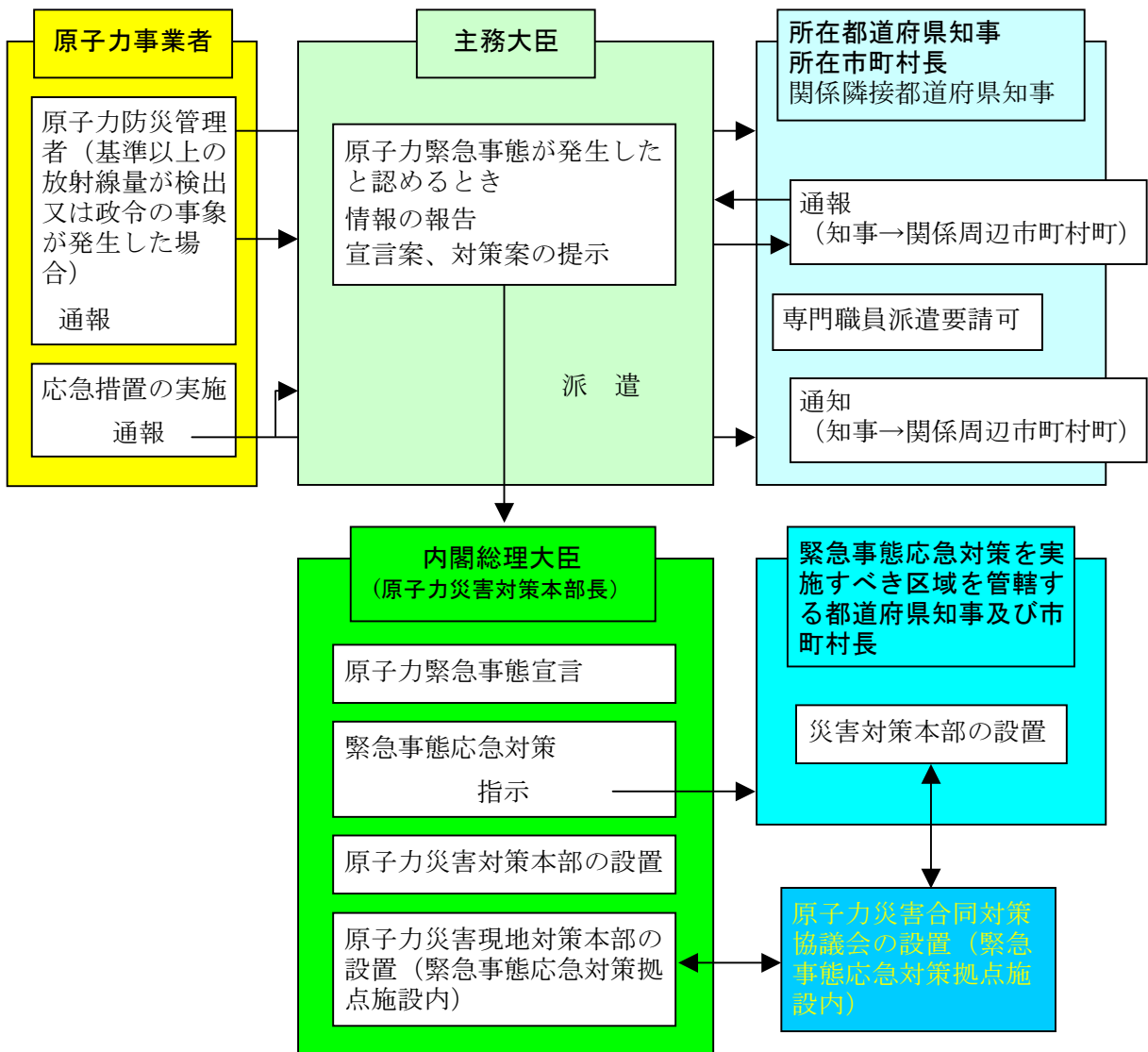


(注) 原子力事業者：①加工の事業の許可を受けた者（承認を含む）②原子炉の設置の許可を受けた者（船舶を除く）③貯蔵の事業の許可を受けた者④再処理の事業の指定を受けた者（承認を含む）⑤廃棄の事業の許可を受けた者⑥核燃料物質の使用の許可を受けた者（保安規定を要する者のみ）

● 平常時の対応



● 平常時の対応



● 緊急事態応急対策、原子力災害事後対策

